

沖縄県の議会改革

(平成28年6月～令和2年3月)



令和2年3月

沖縄県議会

目次

はじめに	1
今期の議会改革に係る協議事項（一覧）	1
議会改革推進会議における協議結果	
(1) 議案等説明会への説明人員の削減	2
(2) 議決事件の拡大について	2
(3) 執行部からの必要資料の確保について	3
(4) 通年議会の採用について	4
(5) タブレットの貸与等によるペーパーレス化への対応について	5
(6) 議員定数の適正化について	5
(7) 政務活動費及び議員報酬の適正化について	6
(8) 開かれた議会の推進	7
(9) 子ども議会・高校生議会の開催	8
(10) 陳情者の発言権の確保	10
(11) 海外視察の見直しについて	11
申し送り事項	11
議会運営委員会における協議結果	
(1) 議場等へのパソコンの持ち込みについて	12
(2) 一般質問時の総残時間の撤廃(質問者)について	12
(3) 2名から会派届がなされているので、代表質問ができるようにする ことについて	12
申し送り事項	12
(4) 質問者に対する執行部答弁書の事前配付	13
(5) 本会議場に設置された画面の活用	13
(6) 電光掲示板による議員の採決の賛否公表	13
議会改革推進会議委員名簿	14
議会改革推進会議の位置づけについて	15
議会改革推進会議運営要綱	16
沖縄県議会基本条例	17

はじめに

沖縄県議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むこととしており、平成 24 年 3 月の議会基本条例の制定以降、継続的な議会改革のため、同年 6 月改選後、第 11 期（平成 24 年 6 月 25 日～平成 28 年 6 月 24 日）の議員を皮切りに、議員で構成する議会改革推進会議を設置し協議を行ってきた。

第 12 期（平成 28 年 6 月 25 日～令和 2 年 6 月 24 日）の議員で構成する議会改革推進会議においては、まず平成 28 年に各会派から提案のあった協議事項を精査し 17 の事項にまとめ、それぞれの内容に即して議会改革推進会議または議会運営委員会において協議を行うよう、議長へ報告を行った。

以後、議会改革推進会議では 11 事項の、議会運営委員会では 6 事項の協議事項について、活発な協議を続けてきた。個々の協議事項は協議の後、それぞれ議長へ報告され、議会運営、広報広聴及び情報公開等、様々な分野で改革が実施されている。

この「沖縄県の議会改革」では、第 12 期の議会改革に係る 17 の協議事項について、議長への報告内容を中心に、協議結果の概要や今後の展開について紹介する。

今期の議会改革に係る協議事項（一覧）

	協議事項	議会基本条例の条項
議会改革 推進会議	議案等説明会への説明人員の削減について	第 14 条(知事等との関係)
	議決事件の拡大について	〃
	執行部からの必要資料の確保について	第 17 条(資料の提出等の要求)
	通年議会の採用について	第 7 条(議会運営の原則)
	タブレットの貸与等によるペーパーレス化への対応について	第 19 条(議会の機能強化)
	議員定数の適正化について	第 23 条(議員の定数及び選挙区)
	政務活動費及び議員報酬の適正化について	第 6 条(政務活動費)
	開かれた議会の推進	第 13 条(広報及び広聴)
	子ども議会・高校生議会の開催	〃
	陳情者の発言権の確保	第 10 条(県民参加の推進)
	海外視察の見直しについて	第 21 条(制度の活用)
議会運営 委員会	議場等へのパソコンの持ち込みについて	第 19 条(議会の機能強化)
	一般質問時の総残時間の撤廃(質問者)について	第 8 条(質問等の充実)
	2 名から会派届がなされているので、代表質問ができるようにすることについて	〃
	質問者に対する執行部答弁書の事前配付	〃
	本会議場に設置された画面の活用	第 12 条(会議等の公開等)
	電光掲示板による議員の採決の賛否公表	〃

議会改革推進会議における協議結果

(1) 議案等説明会への説明人員の削減について

議案等説明会の説明人員については、執行部において、説明資料や説明方法を工夫することを前提に、自主的に説明人員の削減に関する検討が進むことを期待することとする。

(議会基本条例第14条(知事等との関係)関連。令和元年度第6回、R1.10.11)

【委員意見】

説明人員の削減に関するだけでなく、説明内容についてしっかりしてほしい。

説明人員の人数というより説明資料の内容の問題。もっと知恵がほしい。

議案等説明会は、欠席する議員もあり形骸化している。執行部の説明人員や説明方法というより、むしろ、分かりやすい資料を作ってほしい。

説明資料の作成方法などを工夫すれば説明人数は減るのではないか。

あえて議会が執行部に対して人数の削減を言うことではない。執行部において、説明資料をより充実させるなどして、しっかりと必要な人員について精査すべき。

(2) 議決事件の拡大について

意見の一致を見るに至らなかった。

(議会基本条例第14条(知事等との関係)関連。令和元年度第3回、R1.7.10)

【委員意見】

手始めに21世紀ビジョン基本計画などの県の中核をなすものについて議決事件とし、その他については今後検討する方向でいいのではないか。

21世紀ビジョンの改定や新たな振興策の策定などに対して、議会の意見を反映させる、すなわち議決事件とすることは大切ではないか。ある程度の方角性が調べば、実施していきたい。

議決事件を拡大する際の基準などの整理が必要で、この点が明確でない段階では実施すべきでない。

県の将来を決めるような基本計画等については拡大すべきとの考え方だが、21世紀ビジョンのように既に出来上がった計画に対して議会がどれぐらいの議論できるのか。理想としては拡大すべきだろうが、近々の拡大は難しいのではないか。

理念的な計画である沖縄21世紀ビジョンの策定について、議決事件とすることは望ましいが、議員が同計画の是非を判断するに当たっては、それに付随する基本計画や実施計画、さらには環境分野や福祉分野などの個別計画についてもきめ細かく検討する必要があることを考慮すれば、議員の負担が多くなるのではないか。

(3) 執行部からの必要資料の確保について

以下のとおり執行部へ要望することとする。

議案等の説明資料については、提案理由や事業内容の説明が分かりづらいもの、事業内容がイメージしにくいものがある。説明資料を一層工夫することにより、説明内容の理解が深まり、審議内容の深化も期待できることから議案等の説明資料について以下2点を要望したい。

条例議案等の説明資料については、提案理由や内容の理解が進むよう、必要に応じ図等の活用、専門用語への説明文の追加などについて、工夫していただきたい。

予算議案の説明資料については、事業内容が一目でイメージし理解できるよう、主要な事業の事業ごとの様式の作成・提供などについて、既存資料の活用・工夫も図りながら検討いただきたい。

また、議案等の説明資料の提供のタイミングについては、多くの場合、審議の前日となっており、クラウドへ格納した旨の連絡もあまりない状況である。資料が格納されていないのに執行部の職員が質問取りに来たこともある。

議案等の説明資料の提供のタイミングを早め、クラウドへ格納した場合に各議員に周知することは、議員の審議内容への理解がより深まり、かみ合った審議につながることから、対応について検討いただきたい。

(議会基本条例第17条(資料の提出等の要求)関連。令和元年度第6回、R1.10.11)

【委員意見】

《条例議案の説明資料》

条例改正について、現行がこうで、改正によってどうなるという比較表が出てこない、具体的に議論ができない。

条例案の場合はどうしても提案理由が分かりにくいので丁寧な提案理由が必要ではないか。予算書、決算書もなるべく連動して分かりやすく。

(予算・決算議案の説明資料)

那覇市では事業費の内訳を含めた一つの整理の仕方があった。

南城市では、基本条例で定めて政策形成過程の資料を出さないといけない。財源や事業年度ごとの執行状況、関係法令なども全部入っているので非常にやりやすい。

那覇市のフォーマットを見ると、どんな事業であってもこれにはめられる。すなわち、必ずコンパクトにはめないといけないという構成になっている。一回、執行部とこれでいけるか協議してみてもどうか。

市町村では書式は決まっているが、県の予算書は部局によって違うので、そんなものなのかとびっくりしている。まずは部局の書式の統一の提案からではないかと思っている。

他県のようにカラーがよい。中学生でも見る気になるような見せ方。

(部局概要については)商工労働部の整理の仕方がとてもいい。全体の県の施策の将来像、基本政策、政策展開、事業名、予算執行の仕組み、事業実績、根拠となる関係法令、問合わせ先などを一覽でまとめている。各部も同様であればよいと思う。

必要資料については各個人で請求している。また、請求する中身は議員それぞれ違うので、それを共通のものにするのは執行部が膨大な資料を提供することになると思われるので、現状維持でよいと考える。

執行部に対し、どういう情報があると助かるということを一定程度出したら、フォーマットは自然にできるのではないか。

主要施策の成果をとりあえずしっかりさせる。PDCAはこれまでの議論内容が大体そろっている。全体を統一書式にしてくれというのは、部局概要があって、PDCAがあって、一括交付金があってということで厳しいと思う、お互いに勉強して議論しないと提案はできないという気がする。

予算議案の説明資料については、商工労働部の資料や県内市、他府県の資料を参考に、事業ごとに概要が分かる様式を作成させることはできないか。

(資料提供のタイミング)

執行部からの資料提供に何日前までに、というルールはないか。市議会では1週間前に資料提供される。市議会ほどではないにしろ、前もって届けてもらうことはできないか。3日前ぐらいまでにしてほしい。持ち時間が少ない。資料を見て学ぶ時間がないので、言葉や内容の理解が十分でなく、審議で脱線したことを聞いたりしてしまいかねない。

議案等の資料がタブレットにいつ入るか、いつも待っている状態。もう少し早められるよう、要望できないかと思う。

(4) 通年議会の採用について

通年議会については採用しないこととした。

(議会基本条例第7条(議会運営の原則)関連。令和元年度第2回、R1.6.18)

【委員意見】

離島選出議員の移動にかかる労力負担や、政務活動の制約などが予想される。

全国の議会と比べて沖縄県議会は、開会日数が多いし、質問回数も多く、現状に何か不都合は見当たらないのではないか。

執行部側にはメリットがあるのかもしれないが、議員側にとっては、政務活動の部分で支障を来すことになるのではないか。

一般的には専決処分の解消がメリットとして言われているが、本県でこれまで専決処分が問題になったこと、議論になったことはないのではないか。離島を抱える本県では、離島選出議員の負担の増加のデメリットが気になるところである。通年議会を否定するものではないが、今すぐの導入は難しいのではないか。

(5) タブレットの貸与等によるペーパーレス化への対応について

今期の議員任期内に、基本的には全ての議会文書等を対象として、全議員での利用により、試行期間を設け段階的にペーパーレス化を推進することで合意し決定した。

(議会基本条例第19条(議会の機能強化)関連。平成29年度第4回、H29.10.24)

【委員意見】

離島選出議員だと、リアルタイムに必要な書類が手に入ることが導入してほしい一番の理由。情報が一気に共有できる。

導入により、議員の資質向上にもつながると思う。

定量的、定性的なメリットを県民に分かりやすいように説明できるようにしてほしい。

基本的には全ての議会文書をペーパーレスとあるが、例外もあるのではないか。

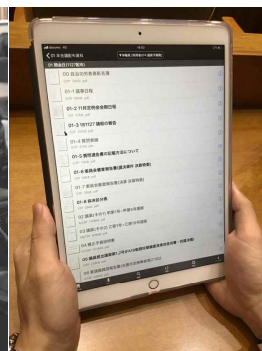
段階を踏んだペーパーレス化、紙との併用期間はしばらく必要ではないか。

これまでペンで紙に書いていたものから、タブレットに替えるとなると、ワープロ機能も含めて充実したものを議場に持ち込まないといけないのではないか。

議員間の温度差があるので、そのフォロー、サポート体制はしっかりやっていかないといけない。

【審議後の展開】

平成30年度に機材を調達し、同年10月定例会より試験運用を開始し、段階的に紙を削減し、令和元年9月定例会より原則として全ての議会関係文書を対象としたペーパーレス化を実施している。



本文の種類	平成30年度	平成31年度	令和元年度	令和2年度	備考
1 議事日程	○	○	○	○	ペーパーレス
2 議事録	○	○	○	○	ペーパーレス
3 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
4 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
5 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
6 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
7 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
8 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
9 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
10 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
11 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
12 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
13 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
14 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
15 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
16 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
17 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
18 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
19 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
20 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
21 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
22 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
23 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
24 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
25 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
26 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
27 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
28 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
29 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
30 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
31 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
32 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
33 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
34 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
35 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
36 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
37 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
38 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
39 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
40 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
41 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
42 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
43 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
44 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
45 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
46 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
47 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
48 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
49 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
50 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
51 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
52 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
53 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
54 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
55 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
56 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
57 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
58 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
59 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
60 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
61 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
62 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
63 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
64 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
65 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
66 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
67 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
68 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
69 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
70 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
71 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
72 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
73 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
74 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
75 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
76 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
77 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
78 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
79 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
80 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
81 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
82 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
83 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
84 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
85 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
86 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
87 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
88 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
89 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
90 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
91 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
92 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
93 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
94 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
95 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
96 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
97 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
98 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
99 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス
100 議事録(議事録)	○	○	○	○	ペーパーレス

(左)先進地視察(ペーパーレス化、愛知県安城市) (中)導入したタブレット、(右)ペーパーレス化のスケジュール

(6) 議員定数の適正化について

議員定数の適正化については、各会派間の意見の隔たりが大きく、全会派の意見の一致を見るに至らなかった。

(議会基本条例第23条(議員の定数及び選挙区)関連。平成30年度第6回、H30.11.27)

【委員意見】

《定数削減意見》

今後、国の社会保障費予算の膨張に伴い国民・県民負担の増加が見込まれ、また、沖縄の子供たちの貧困率が全国一高いという中で、そこにどう財源を

向けるかというときに、まずは身を切ることが必要と考えることから、定数減の方向で議論したい。

行財政改革の一環として、基本的には削減の方向で議論したい。

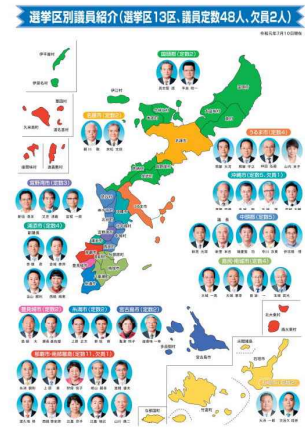
《現状維持意見》

議員定数については、前期に相当な議論がなされており、沖縄県が人口増であれば、減らすというのはどうか。

議員活動にかかる費用に対して県民から調査してほしいとの要望があるのか。

行政改革ということであれば、議員定数がどうのという話ではなく、また別の分野ではないかと思う。

島嶼県であること、米軍基地を抱えていること、県の人口が増えていることなど本県の特徴を考えれば、また、前期において選挙区の見直される中で議論された現行の48人という定数は妥当な形だと考える。



県議会議員選挙区(今期)

(7) 政務活動費及び議員報酬の適正化について

議員報酬の適正化については、議員報酬は沖縄県特別職議員報酬等審議会で審議される事項であることから、推進会議では協議を終えることで決定した。

政務活動費の適正化については、各会派の意見が異なることから協議は終了とし、状況が変化することがあれば再度議論することで合意した。

なお、政務活動費の領収書等のホームページでの公開については、意見の一致を見なかった。

(議会基本条例第6条(政務活動費)関連。平成30年度第2回、H30.6.12)

【委員意見】

報酬については、議員自らが自分の給料を決めるというのはいかなるものか。第三者から見たときに納得ができるのか疑問があり慎重に取り扱うべき。

政務活動費や議員報酬については、九州並まで上げてほしいが、社会情勢を鑑みると現状のままでいいのではないか。

沖縄県は島嶼県であり、離島をしっかりと見ていく点において、政務活動費は少ないのではないか。

(中北部など)遠方の議員は、地元で事務所を構えるなど、議員活動に経費がかかっている。事務所を持つ議員と持たない議員で経費も大きく異なるのでその辺りも議論が必要ではないか。

政務活動費と報酬は、全国的にも低いほうであり、島嶼県であることから活動経費が不足していることも理解しているが、一方で子供の貧困対策として官民双方で様々な取組を行って行く中で、県議会としても身を削る取組を行う必要があり、議員報酬を減額すべきではないか。

議員報酬については、沖縄県特別職議員報酬等審議会の答申に基づく条例改正の提案がある際に、議論してもよいのではないか。

《領収書等のホームページでの公開について》

県内では、那覇市議会が公開しており、県議会でも現状の閲覧内容をホームページで公開するのであれば、問題ないのではないかと。

ホームページ公開については、個人情報について気をつけながら、こういう時代であり、積極的に取り組むべきである。

公開することで、領収書を発行した企業等に迷惑をかける可能性もあるのではないかと。

どうしても見たい場合は、閲覧する現在の手続を取ってもらえばよいのではないかと。

情報のネット公開については積極的に取り組むべきだが、何を公開していくかという中身についてもっと議論すべきではないかと。個人情報の保護の観点等も含めて議論した上で、公開に向けて取り組んだほうがよいのでは。

【審議後の展開】

政務活動費の領収書のホームページ公開に係る陳情については、議会改革推進会議から上記の意見となったことを、陳情が付託された議会運営委員会に報告した。議会運営委員会で当該陳情を審査した結果、平成30年12月に陳情が採択され公開を決定した。議会運営委員会での決定を受けて、平成30年度の政務活動費収支報告書及び領収書の写し等を、令和元年10月より県議会ホームページで公開している。



政務活動費収支報告書の公開（沖縄県議会ホームページ）

(8) 開かれた議会の推進

県議会議員を高校等に派遣し、県議会の仕組みや県政等を説明し意見交換する出前講座を開催することで合意し決定した。

また議会見学者と、議長もしくは副議長との意見交換を施設見学後の5分程度、公務等に影響しない範囲で実施する方向で合意した。

(議会基本条例第13条(広報及び広聴)関連。平成29年度第4回、H29.10.24)

【委員意見】

開かれた議会の取組は工夫をしたほうがいい。形式ばった活字的な難しい説明になってしまったら逆効果を生みかねない。面白く、ある意味漫画チック

クな説明があってもいい。場合によっては中学生でも理解するくらいの作り方が必要だなと思う

高校生たちに、将来立候補する権利もあることも含めて県議会を見てもらうという視点が大事になるのではないかと。

各学校や地域が興味を持っている課題を聞き、議会は実際何をしているかといったことを、意見交換を含めてやっていくと結構面白いのではないかと。

学校に出向くのは非常によい。課題・問題があって、私たちがそれを聞く分には構わない。ただし議会でないところで受け答えをする、行政がどういう方針を持っているか分からぬ分野を私たちが勝手にやることの危険性もある。

出前講座をするときのルール、それと全議員がそれに対してラインをしっかり持つことが必要。

【審議後の展開】

沖縄県議会高校出前講座

平成30年度に1校(80人)、令和元年度に3校(計174人)で実施した。議会改革推進会議の委員を中心とした議員9人を1校に派遣し、高校生がグループディスカッションする形式で実施した。グループディスカッションでは大学生をモデレーターとして配置する等、意見交換の円滑化も図った。

また同出前講座の事前学習に用いる、高校生向け県議会紹介映像を制作し、各高校へDVDを配付し、県議会ホームページ上で公開している。



(左) 沖縄県議会高校出前講座の様、(右) 沖縄県議会紹介映像DVDパッケージ

議長による児童・生徒の議会庁舎見学対応
公務等に影響のない範囲で令和元年度より試験的に実施中。

(9) 子ども議会・高校生議会の開催

平成29年度 高校生議事を議会110年となる令和元年度に実施

議会110年となる平成31年度に、高校生議事を開催することで合意し、開催の頻度及び方法については引き続き検討を続けることとした。

(議会基本条例第13条(広報及び広聴)関連。平成29年度第2回、H29.7.11)

【委員意見】

高校生議会がよい。小中学生は基礎自治体がすることが望ましいと思う。開催頻度は、2年に1回もしくは3年に1回がいいのか。

私はまだまだ消極的で、積極的にやろうという感じではない。ただし、主

権者教育というのは大切。

幸い平成 31 年が 110 年。やるのであればそこをきっかけにしてもいいのではないか。

開催に当たっては 110 周年記念を機会にやってみて、結果を踏まえて 2 年おきにやるのか、毎年やるのか手法も含めて、高校生を対象にしてやってみたほうがいいのではないかと思う。

平成30年度 高校生議会の開催方法

答弁者は議会 100 年同様執行部とすること、生徒の選定方法は選抜または学校への公募を基本として、教育庁等と調整を進め決定する。

(議会基本条例第 13 条(広報及び広聴)関連。平成 30 年度第 3 回、H30.7.5)

【委員意見】

議席を 48 席全席埋めて、この子たちは全員質問ができるのか、あるいは参加するだけで質問は何名がするのか。何時間開会するのか。そういう者も含めて細かく要項をつくっていかないといけない。

前回 100 年の時に執行部が対応したとのことだが、どういう経緯でそうなったのか。

通常、議会は執行部に聞いて答えを出すのが議員の仕事なので、通常の議会としてやったのではないか。

執行部が答えることについて、大きな議論があったという記憶は私にはなくて、当然のように執行部が答えるような経緯だったような気がする。

執行部とどういう詰めができるか、そういうことを決めた後しか私たちは協議できないと思う。

まずはやることを前提にして、細かいことは今後ということで、開催方法について御議論いただき結論をいただければと思う。

令和元年度 高校生議会の開催頻度

高校生議会の開催の頻度については、様々な意見があること、いずれの時期の開催でも今期の開催とならないことから、各委員からの意見を付した上で、協議を終えることとする。

(議会基本条例第 13 条(広報及び広聴)関連。令和元年度第 7 回、R1.11.28)

【委員意見】

10 年と言わず、二、三年に 1 回の開催でもいいのではないか。また、主権者教育の一環として、今回の高校生議会の形態のほか、議員が執行部役として答弁する議会など、いろいろなやり方があっていいのではないか。

毎年となると執行部は厳しいのではないか。4 年のうち、それぞれ 1 回くらい、執行部が答える高校生議会、県議会議員と一緒に高校生議会があってもよいのではないか。

2 年に 1 回といった頻度はいかがか。

高校は 3 年間なので、高校生が在学中に 1 回くらいはエントリーできるほうがよいのではないか。

もし次回開催するのであれば、高校生に、議会は議論を戦わす場所、ビジョンを戦わす場所であり、意見を交換する場所ではないことを予め理解させる必要があると考える。

今回の高校生議会は大変有意義であったと思う。ただ、時間どおりシナリ

才をこなしているようにも見えた。失敗してもいいから自分の思いを自由闊達に質問させていい。高校生議会を継続することで、持ち方、開催の仕方が洗練されたものになっていくと期待している。

あまりにも現実的な質問内容で戸惑った部分もあった。出前講座のように自分の街や沖縄県をどうしたいという希望的な質問があってもよかった。今後、その辺りを改善すれば、よりよくなるのではないか。

学校の先生や大人の意見が多く入っていると感じる質問もあった。高校生が本音で質問できるような工夫が必要だと感じた。

高校生が質問を考えるにあたり、議員が具体的にアドバイスする事前研修などがあるとよいと感じた。

【審議後の展開】

議会110年となる令和元年に、全県からの18校56人の高校生議会議員の参加による「令和元年度沖縄県高校生議会」を開催した。(開催日は令和元年11月7日)質問は高校単位で行われ、参加校の半数9校から再質問が行われるなど、活発な質疑応答が展開された。



(左)高校生議会開始前の記念撮影、(右)高校生議会における生徒代表校挨拶

(10) 陳情者の発言権の確保

本県の現状のとおり引き続き、陳情者の発言権の確保に努める。

(議会基本条例第10条(県民参加の推進)関連。平成29年度第5回、H29.12.18)

【委員意見】

本県では、しばしば県民の皆さんも県議会に出入りしているいろいろ行っており、開かれた議会になっていると思う。他府県との比較は、それを再認識する結果だと思った。

本県の参考人招致では、同じ日に賛成、反対の意見を聞くことができ、自分が持っている以上の情報を得ることができる点で、よいシステムだと思う。

本県の議会改革基本条例第10条(2項)では、「請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案として捉え、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること」と記されている。その趣旨をみんなで確認して、積極的に県民の皆さんを呼ぶ、ということではないか。

(11) 海外視察の見直しについて

海外視察の見直しについては、各会派の意見の一致を見なかったことから現行どおり取り扱うこととした。

なお、現要領の一部についての修正意見及び削除意見があった。

(議会基本条例第21条(制度の活用)関連。平成30年度第6回、H30.11.27)

【委員意見】

《現状維持意見》

しっかり自分でテーマを持って取り組むのであれば海外視察は必要。世界で何が起きているかを早目にキャッチしてそれに対応しなければならない。もっと積極的に出て行って学ぶべきだ。

(以下の見直し意見において)必要な時に補正予算を組めばよいのではないかとの意見があったが、補正予算の対応というのは、やはり緊急性が大きく関係してくると思う。委員会で緊急性があって、補正予算を使って海外に行った場合、きちんとやっているにせよ、その辺で県民の理解となると少し厳しいのではないか。

《見直し意見》

「沖縄県議会常任委員会海外調査要領」第2項中「事務局は、4年間の任期中に4常任委員会が1回は海外調査ができるよう」を「委員会が必要とした場合、事務局は」に改めてはどうか。

必要に応じて海外視察に行くというのが本県議会の要領ではあるけれども、実際は任期中に一度は常任委員会が行く形が継続されているのではないか。

海外視察が必要となった段階で補正予算を組めばよいのではないか。

《削除意見》

見直し意見のある条文を削除してはどうか。

申し送り事項

次の3つの協議事項においては、議会改革のさらなる展開のために以下の点を第13期の議会に申し送りし、協議を委ねることに決定した。

(5) タブレットの貸与等によるペーパーレス化への対応について

ペーパーレス化の推進・発展。

(8) 開かれた議会の推進

高校への出前講座の実施。

(9) 子ども議会・高校生議会の開催

今後、定例開催とするか否か。(開催頻度を含む)

議会運営委員会における協議結果

(1) 議場等へのパソコンの持ち込みについて

「議場等へのパソコンの持ち込み」については、「議会改革推進会議において導入が決定されたタブレット端末」の議場等への持ち込み及び使用を認めることを決定した。

本会議等の会議におけるタブレットの取扱いを定めた「会議におけるタブレット端末（議会改革推進会議における導入決定機器）の持ち込み及び使用について」を決定した。

(議会基本条例第 19 条(議会の機能強化)関連)

(2) 一般質問時の総残時間の撤廃（質問者）について

「一般質問時の総時間の撤廃（質問者）」について、協議した結果、審議未了とすることを決定した。

(議会基本条例第 8 条(質問等の充実)関連)

【審議未了の理由】

平成 28 年 11 月 10 日の本委員会において、「一般質問の日数・質問時間」は現行のとおりとし、「午後 6 時をめぐりに終了すること」、「1 日当たりの質問者数は 7 人以内とする」ことを既に試行決定しており、平成 28 年 11 月 16 日付けで議長から諮問のあった「一般質問時の総時間の撤廃（質問者）」について協議した場合は、当該議運決定と相反することになるため。

(3) 2 名から会派届がなされているので、代表質問ができるようにすることについて

協議を行った結果、以下のとおり決定した。

2 名会派または 3 名会派が代表質問を行うことができる定例会は、当初予算が提出される定例会のみとする。

質問時間は、議会運営委員会決定どおり、会派の所属議員数に応じて配分する。

本決定（申し合わせ）は、現議員の任期（第 12 期）のみの適用とする。

(議会基本条例第 8 条(質問等の充実)関連)

申し送り事項

次の 3 つの協議事項については、これまで議会運営委員会において、協議を重ねてきたところではあるが、結論には至らなかった。ただし、同協議事項については、円滑な議会運営のためにも第 13 期の議会に申し送りし、協議を委ねることに決定した。

(4) 質問者に対する執行部答弁書の事前配付

(議会基本条例第8条(質問等の充実)関連)

【課題点】

答弁資料の提供は、執行部権限であり、答弁書は答弁する際のおくまでも参考資料という位置づけとしていることから、実際の答弁と文言と異なる場合があること、答弁書は答弁直前まで修正があること、答弁書作成に時間を要する場合があることから、執行部職員の負担がふえることもあり困難である。

【委員意見】

事前に答弁書の提出があれば、かみ合った議論ができる。また、再質問もあらかじめ伝えることができ、執行部の準備も容易となる。ただし、執行部職員の負担にならないことが前提である。

答弁に関しては執行部権限であることや実際の答弁が必ずしも答弁書のとおりとは限らず、言葉をかえて答弁する場合があることから現行どおりでよいのではないか。

(5) 本会議場に設置された画面の活用

(議会基本条例第12条(会議等の公開等)関連)

【課題点】

資料、写真、音声、動画は、あくまでも審議のための補助であり、議員の発言ではないことから会議録には、掲載できない。資料等を使用する際には、著作権・肖像権等に十分留意する必要がある、取り扱い基準を設ける必要がある。

【委員意見】

議事運営上、支障がないのであれば、議論が深まる効果もあるのではないか。

写真のみではなく動画についても検討してはどうか。

資料については、使用する議員本人の責任を明確にする必要がある。

画面の活用については、申し合わせ等により決定する必要がある。

(6) 電光掲示板による議員の採決の賛否公表

(議会基本条例第12条(会議等の公開等)関連)

【課題点】

電光掲示板等機材の導入が必要となり、予算措置が伴うこと、タブレット端末等、既存のシステム等による構築の検討、電子投票に係る会議規則の整備が必要となる。

【委員意見】

賛否の表明については、ホームページにも公開していることや多額の予算が想定されることから、その実現方法については、さらなる検討が必要。

議会改革推進会議委員名簿

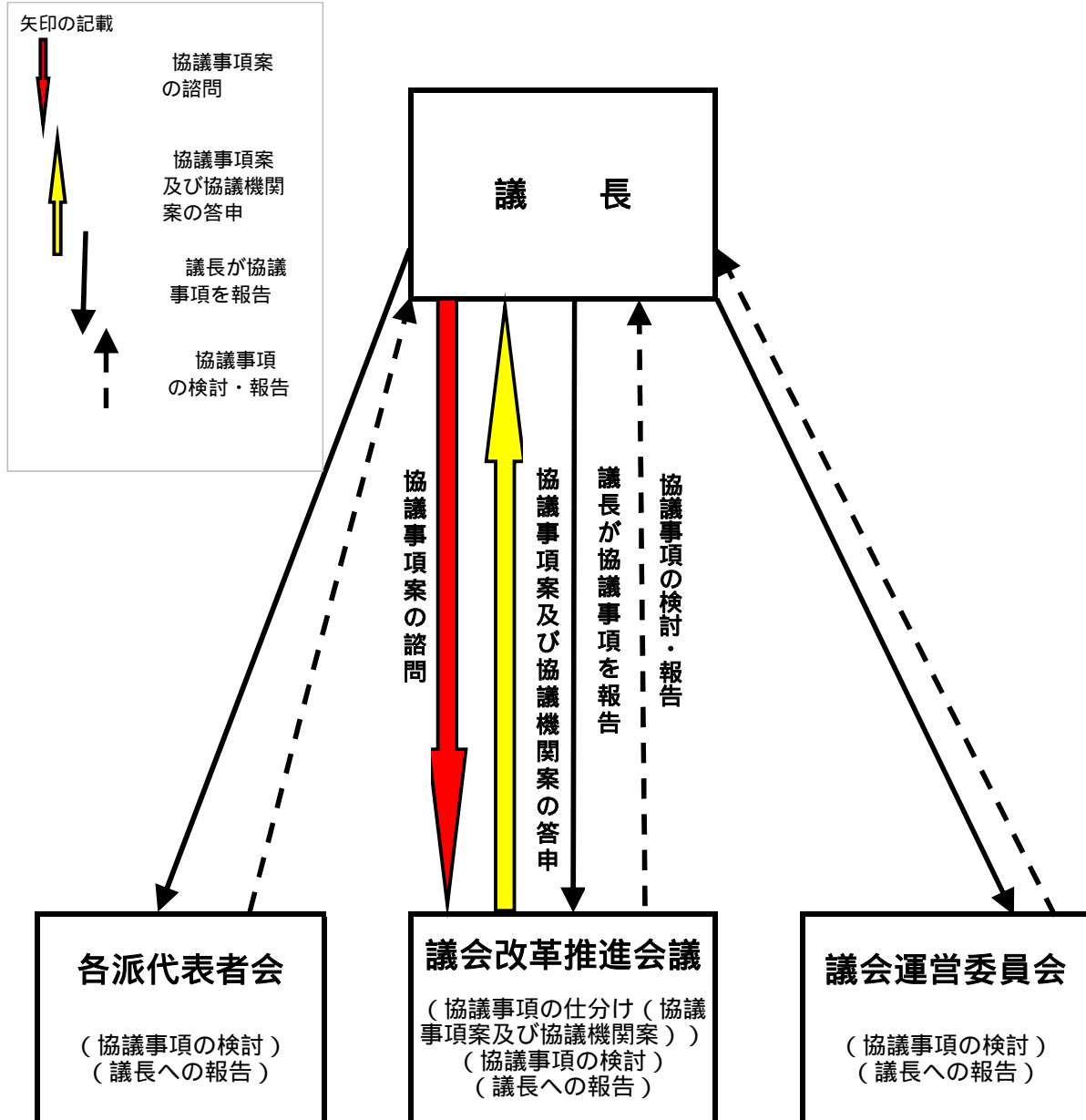
平成28年7月6日設置

氏 名	所 属 会 派	備 考
西銘 啓史郎	沖縄・自民党	R1.6.11 座波一委員から変更
又吉 清義	沖縄・自民党	
亀濱 玲子	社民・社大・結連合	
比嘉 京子	社民・社大・結連合	委員長
新垣 光栄	おきなわ	
西銘 純恵	日本共産党	副委員長
金城 泰邦	公明党	
大城 憲幸	無所属の会	会派名の変更 R2.2.3 維新の会から無所属の会へ
山内 未子	無所属	H30.10.18 県議会議員補欠選挙での当選により就任
(座喜味 一幸)	無所属	H29.2.7 沖縄・自民党から無所属に異動 H29.9.1 無所属から沖縄・自民党に異動
(座波 一)	沖縄・自民党	R1.6.11 西銘啓史郎委員へ変更

() は委員変更議員

議会改革推進会議の位置づけについて

議会改革推進会議は、議長の諮問機関として設置する。



議会改革推進会議の協議事項

- (1) 協議事項の仕分け(各派代表者会、議会運営委員会、議会改革推進会議委員会、事務局及びその他の組織への仕分け)に関すること。
- (2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること。
- (3) 議会改革の推進に必要な事項に関すること。

議会改革に係る各組織の設置根拠

- 議会改革推進会議 (議会基本条例第22条、県議会会議規則第122条)
- 議会運営委員会 (地方自治法第109条、県議会会議規則第122条)
- 各派代表者会 (県議会会議規則第122条)

議会改革推進会議運営要綱

平成24年7月18日議長決裁

(趣旨)

第1条 本要綱は、沖縄県議会基本条例第22条第2項の規程に基づき設置する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、議長を除く各会派から推選された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。
2 委員長は、推進会議を主宰する。
3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集する。
2 推進会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員が都合により出席できないときは、委員長の許可を得て、その所属する会派からの代理者（委員外議員）の出席を認めるものとする。

(協議事項)

第5条 推進会議は、議長の諮問により次の事項を協議する。
(1) 議会改革の推進に関する検討事項の仕分けに関すること。
(2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること。
(3) その他議会改革に必要な事項に関すること。

(報告)

第6条 推進会議における協議等が終了した事項については、委員長がその結果を議長に報告するものとする。
2 議長は、推進会議からの報告を受けた場合は、速やかに各派代表者会または議会運営委員会にその内容を報告するものとする。
3 推進会議は、必要に応じ、議長に対して意見を述べることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

沖縄県議会基本条例

平成24年3月30日条例第50号

最終改正 平成25年2月28日条例第5号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議員（第3条 第6条）
- 第3章 議会運営（第7条 第9条）
- 第4章 県民と議会との関係（第10条 第13条）
- 第5章 知事等と議会との関係（第14条 第18条）
- 第6章 議会の機能強化（第19条 第24条）
- 第7章 議会事務局の充実（第25条・第26条）
- 第8章 補則（第27条・第28条）

附則

本県は、明治12年(1879年)に琉球藩の廃止により沖縄県が設置され、明治42年(1909年)6月には沖縄県会が初めて開設された。その後、さきの大戦による惨禍を初め、戦後27年間米国の施政権下に置かれるなど幾多の歴史の変遷を経てきた。

県民を代表する我が議会は、先人らの深い郷土愛、英知と努力により、県民とともに苦難の歴史を乗り越え、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう恒久平和の実現を目指し、現在に至っている。

中でも、昭和27年(1952年)4月、琉球政府の設立とあわせて発足した立法院は、米国軍政下の布告、布令等という厳しい制約にありながら、唯一住民を代表する機関としての役割を果たし、復帰までの20年間その権能を發揮して住民福祉向上のための立法、住民の権利獲得のための決議等を精力的に行ったことを、我々議会人は忘れてはならない。

復帰後、新生沖縄県議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づく議事機関として新たな一步を踏み出し、立法院からの伝統である自由闊(かっ)達な議論の尊重など、県民を代表する県議会としての役割を果たしているところである。

ところで、時代は地方分権改革のさなかにあつて、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、ともに県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋(さ)琢(たく)磨(ら)の関係にある二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責務はこれまで以上に増大している。

このような中、議会の基本理念、議員の責務、県民視点からの議会改革の推進等を明らかにするとともに、知事等執行機関との関係を新たに構築し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力することが求められている。

ここに、我々沖縄県議会議員は、自らの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼に全力でこたえることを決意し、議会の基本となる条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、沖縄県議会(以下「議会」という。)の基本理念、沖縄県議会議員(以下「議員」という。)の責務及び活動原則、議会運営の原則等を定め、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の

執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、県民を代表する機関として、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。

3 議会は、議会活動（議会の権能を遂行する活動をいう。以下同じ。）に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

第2章 議員

（議員の責務）

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

（議員の活動）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

（1） 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。

（2） 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。

（3） 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。

（4） 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。

（5） 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

（政治倫理）

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

（政務活動費）

第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けるものとする。

2 政務活動費については、用途を公開し、透明性を確保しなければならない。

第3章 議会運営

（議会運営の原則）

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。

4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

(質問等の充実)

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べることができる。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。

(2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

(監視及び評価)

第15条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

(政策立案、政策提言等)

第16条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

(資料の提出等の要求)

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関係する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(議会活動の尊重)

第18条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠実に対応するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

(予算及び決算審査の充実)

第20条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(制度の活用)

第21条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

(議会改革の推進)

第22条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(議員の定数及び選挙区)

第23条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第24条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地(沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。)に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。

第7章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日(平成25年3月1日)から施行する。